

見積公告

下記のとおり見積競争に付します。

令和 6 年 5 月 9 日

全国健康保険協会 京都支部
支部長 守殿 俊二

1. 調達内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 調 達 案 件 名 | 返信用封筒(長 3・バーコード有)の作成 80,000 枚 |
| (2) 調達案件の仕様等 | 仕様書等による |
| (3) 納 入 期 限 | 令和 6 年 7 月 1 日 (月) |
| (4) 納 入 場 所 | 仕様書等による。 |
| (5) 契 約 方 法 | 見積金額は総価とする。見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。なお、見積にあたっては、納品にかかる費用等一切の費用を含めた金額を見込むこと。
契約の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は、消費税等にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。 |

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められるものであること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められるものであること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められるものであること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (8) その他、見積説明書等による。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積説明書の交付場所、見積書の提出場所及び問い合わせ先
〒600-8522 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 28-2 大和証券京都ビル 2F
全国健康保険協会京都支部 企画総務グループ (担当) 上田井
電話 075-256-8636 F A X 075-256-8670
- (2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先

(3) 見積書の提出期限 令和6年5月24日(金) 12:00(郵送の場合必着)

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 請書作成の要否 要
- (4) 詳細は仕様書および見積説明書による
- (5) 見積結果
 - ・ 掲示板に契約者名、契約金額を掲示する。
 - ・ 決定業者には別途電話連絡する。

【参考】

全国健康保険協会会計細則(抜粋)

(競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させることができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

全国健康保険協会倫理規程（一部抜粋）

（退職者による依頼等の規制）

第 23 条 役職員であった者は、退職後 2 年間、役職員に対し、当該役職員であった者が退職後にその地位に就いている営利企業等又はその他の営利企業等に対して便宜を図るために職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。